

公立大学法人名桜大学共同研究取扱規程

(令和4年6月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「本法人」という。）が、外部機関等と行う共同研究の取扱いに関し必要な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部機関等 国、地方公共団体、大学、企業その他本法人以外の団体をいう。

(2) 共同研究

ア 外部機関等から研究員及び研究経費等を受入れて、本法人が設置する大学（以下「本学」という。）において共同して行う研究

イ 外部機関等から研究員及び研究経費等を受入れて、本学及び外部機関等それぞれの場所において行う研究

(3) 研究責任者 本法人の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し、責任を持つ本法人の教員をいう。

(4) 共同研究機関 共同研究における本法人の相手方をいう。

(研究等の基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(共同研究の申請等)

第4条 共同研究の申し込みをしようとする共同研究機関の長は、共同研究申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 研究責任者は、共同研究実施計画書（様式第2号）を作成し、理事長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請書等は、研究推進委員会の議を経て、当該写しを含む関係書類を添えて速やかに学長へ報告するものとする。

(研究等実施の決定)

第5条 学長は、前条第3項の規定による報告があったときは、第3条に規定する基準に沿って当該共同研究の実施の適否について判断するものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れについて決定したときは、教育研究審議会へ報告するものとする。

3 理事長は、前2項の規定による手続き後に、共同研究受入決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、共同研究の実施を承認した場合は、共同研究機関との間で共同研究等の実施に当たっての契約を締結するものとする。

(研究員の受入れ)

第7条 理事長は、共同研究を実施するため必要と認めるときは、共同研究機関から派遣される研究員を受け入れることができるものとする。

2 前項の研究員は、共同研究機関において現に研究業務に従事しており、かつ、共同研究を実施するため共同研究機関における身分を保持したまま本法人に派遣される者とする。

(共同研究に係る経費の負担)

第8条 共同研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）は、本法人及び共同研究機関がそれぞれ必要な額を負担するものとする。

2 共同研究機関は、本法人における共同研究費を負担することができるものとする。この場合において、契約締結後速やかに当該経費を納入しなければならない。

3 前項の規定により共同研究機関が負担する共同研究費は、本法人が当該共同研究遂行のために必要となる研究責任者等の人件費、備品購入費、謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。間接経費は、契約書に規定する場合はその額とし、契約書に規定されない場合は直接経費の30%に相当する額とする。ただし、間接経費の額は、理事長がやむを得ないと認める場合は、30%に相当する額と異なる額とすることができる。

4 前項の規定による本法人における研究責任者等の人件費は、次表を基準とし、共同研究機関と協議の上決定するものとする。

区分	1時間当たりの単価（消費税相当額を除く。）
教授相当	6,000 円
准教授・講師相当	5,000 円
助教相当	4,000 円

(研究等の管理)

第9条 本法人及び共同研究機関は、共同研究実施計画書に従い、各々が分担する研究について管理を行うものとする。

(設備の帰属等)

第10条 本法人に納入された共同研究費により取得した設備等は、本法人に帰属するものとする。

2 理事長は、共同研究の実施のため必要と認めるときは、共同研究機関の所有に属する設備、備品等を本法人に無償で受け入れることができるものとする。ただし、当該設備、備品等を本法人に搬入することが困難な場合は、研究責任者は、研究上必要な限度内として理事長の承認を得た後、当該設備が所在する施設において共同研究を行うことができるものとする。

(研究等の中止又は期間の延長)

第11条 理事長及び共同研究機関は、本来の教育及び研究に支障が生じたため、又は天災その他やむを得ない理由により共同研究の維持が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができる。

(特許権等の承継)

第12条 本法人は、公立大学法人名桜大学知的財産取扱規程により、共同研究の結果として生じた発明に関する特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を承継することができる。

(特許の出願等)

第13条 理事長又は共同研究機関は、研究責任者又は共同研究機関に所属する研究員（以下「共同研究員」という。）が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明が独自に行われたことについてあらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 理事長及び共同研究機関は、研究責任者及び共同研究機関が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。

(研究等の完了報告)

第14条 研究責任者は、共同研究を完了したときは、共同研究完了報告書（様式第4号）を速やかに理事長あてに提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定により報告書を受理したときは、共同研究機関に対し速やかにその旨を通知（様式第5号）するものとする。

(共同研究の成果の公表)

第15条 理事長は、共同研究に係る研究成果を公表する場合は、その時期、方法等について、共同研究機関と協議の上定めるものとする。

(補則)

第16条 この規程の改廃は、研究推進委員会の議を経て学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和7年8月27日）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令和8年6月19日）

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

公立大学法人名桜大学理事長 様

住所

（法人の場合は所在地）

氏名

（法人の場合は法人名及び代表者名）

共同研究申請書

公立大学法人名桜大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究を行いたいの
で申請いたします。

記

1 研究名称

2 研究概要

3 研究実施期間 年 月 日 から 年 月 日

4 研究等の実施場所

5 研究に参加する研究員の職・氏名

6 希望する研究担当者

所属学部等

職・氏名

7 研究に係る経費の分担

8 知的財産権の実施等についての希望

9 研究成果の公表の方法、時期等についての希望

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

公立大学法人名桜大学理事長 様

研究担当者
所 属
職・氏 名

共同研究実施計画書

公立大学法人名桜大学共同研究取扱規程に基づき、下記のとおり共同研究を行いたいので提出いたします。

記

- 1 研究申込者の住所・氏名
- 2 研究名称
- 3 研究概要
- 4 研究実施期間 年 月 日 から 年 月 日
- 5 研究等の実施場所
- 6 研究等の実施体制

区分	所属及び職名	氏名	研究等の分担	派遣の有無
法人				
申請者				

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

公立大学法人名桜大学
理事長

印

共同研究受入決定通知書

年 月 日付けで申請のありました共同研究について、下記の内容により受入れを決定したので、通知します。

記

1 研究名称

2 研究概要

3 研究担当者

4 研究期間 年 月 日 から 年 月 日

5 共同研究費 円
(うち、消費税及び地方消費税 円)

6 その他

以上

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

公立大学法人名桜大学理事長 様

研究担当者
所 属
職・氏 名

共同研究完了報告書

下記のとおり、 年 月 日付けで契約した
に関する共同研究について、研究が完了したので報告いたします。

記

1 研究名称

2 共同研究相手方の名称

3 研究費として納付された金額 金 円

4 研究完了年月日 年 月 日 完了

5 研究結果の概要

（概要のわかる必要な資料を添付すること）

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

（申請者） 様

公立大学法人名桜大学
理事長

印

共同研究完了通知書

年 月 日付けで契約を締結した
に関する共同研究について、研究が完了したので、別紙による共同研究完了報告書の写しを
添えて通知します。